

普天間飛行場所属の米海兵隊員による強盗殺人事件に関する意見書

去る令和8年10月3日、那覇市在住の女性が殺害される強盗殺人事件により、米軍普天間飛行場所属の米海兵隊員が緊急逮捕された。

本事件により県民の尊い命が犠牲となったことは痛恨の極みであり、深い悲しみと強い憤りを覚えるものである。お亡くなりになられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し心からお悔やみを申し上げます。

本市においては、米軍構成員等による事件・事故が相次いで発生しており、その都度、徹底した再発防止や綱紀粛正、教育の徹底などを強く求めてきた。

しかしながら、幾度となくこのような極めて凶悪な強盗殺人事件が引き起こされたことは、県民の治安に対する不安を増大させ、平和で安全に暮らす基本的人権を脅かすものである。

政府及び関係機関におかれては、今回の惨事を極めて重く受け止め、沖縄県民の悲痛な声に応えるとともに、市民・県民が安全で安心して暮らせる社会を確立するため、直ちに実効性のある対応を講じるべきである。

よって、本市議会は、地方自治法第99条の規定により、下記事項の速やかな実施を強く申し入れる。

記

- 一 捜査に全面的に協力し、事件の全容解明と厳正な処罰を進めるとともに、被害者遺族への誠意ある対応と完全な補償を徹底させること。
- 一 従来の精神主義的な注意喚起にとどまらない、実効性の高い再発防止策を確立し、米軍構成員等に対する徹底した教育・指導管理体制を構築させること。
- 一 日米地位協定の抜本的な改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月6日

沖縄県宜野湾市議会

《あて先》 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)、衆議院議長、参議院議長、
外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長